

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第9条の2 総長は、複合原子力科学研究所長に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）<u>第37条第1項</u>、第43条の2第1項、第56条の3第1項又は第57条の2第1項の規定の保安規定等を定める権限を委任する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第9条の2 総長は、複合原子力科学研究所長に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項、第56条の3第1項又は第57条の2第1項の規定の保安規定等を定める権限を委任する。</p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>